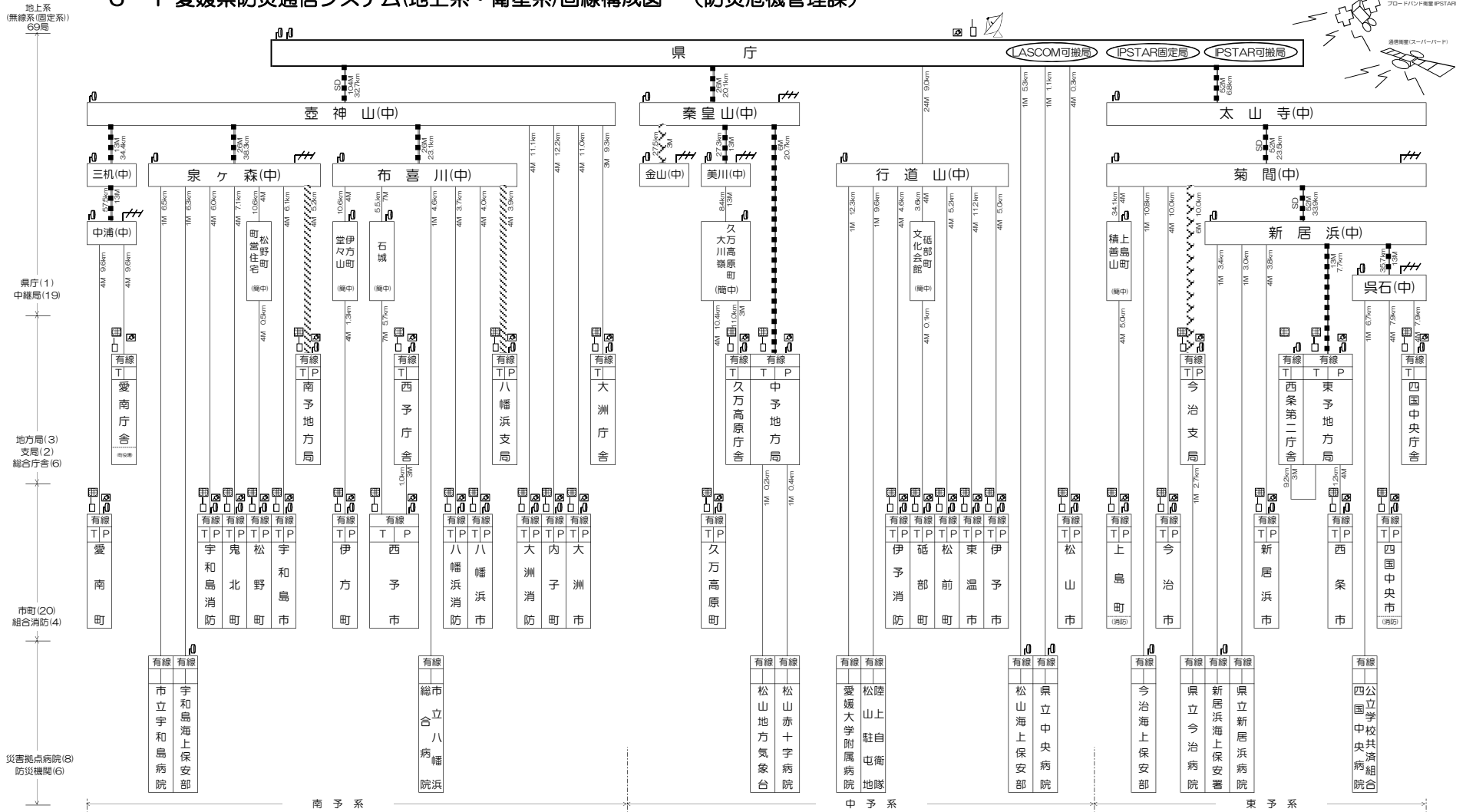


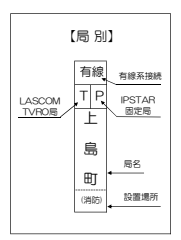
6-1 愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図 (防災危機管理課)



地上系(無線系(固定系))未接続局 12局

有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線	有線
南宇和病院	山財大	須賀川大	面河大	台タ大	玉川大	黒瀬大	鹿森大	松山発工水	銅山川発電	消防学校

凡例



地上系	無線系	機能	局別	参照	機能	局数
固定系	無線系	有線(プロードバンド)接続局	無線系	有線(プロードバンド)接続局	有線系	58局
移動系	無線系	遠隔制御ネットワークカメラ	無線系	有線(プロードバンド)接続局	無線系	36局
移動系	無線系	テレビ会議システム	無線系	有線(プロードバンド)接続局	無線系	35局
移動系	無線系	一斉指令発令端末	無線系	有線(プロードバンド)接続局	無線系	35局

無線系(固定系)内訳	局数
固定局(7.5Ghz帯・12Ghz帯)	18
5Ghz帯無線アクセス基地局(FB)	48
無線系(移動系)内訳	
基地局(FB)	7
全県移動局(ML)	123
内里観測機	17
旗携帯市町・組合消防	56
伊方発電所	48
全県移動(150MHz帯単体回線)陸上移動局(ML)	2

衛星系	局別	機能	局数
LASCOM	地球局	県庁	1
	可搬局	地方局・支局	2
	TVRO局	総合庁舎	6
	TVRO局	市町・組合消防	24
計			38
IPSTAR	可搬局	県庁	1
	固定局	地方局・支局	5
	固定局	市町・組合消防	24
	固定局	計	30

6-2 愛媛県非常通信協議会構成員名簿（防災危機管理課）

令和4年10月1日現在

構成員（機関名・団体名）	委員	所在地及び電話番号	備考
愛媛県	防災安全統括部長	(790-8570) 松山市一番町4-4-2	(089)941-2111 (内2318) 会長
四国総合通信局	無線通信部長	(790-8795) 松山市味酒町2-14-4	(089)936-5066
中国四国管区警察局 四国警察支局愛媛情報通信部	部長	(790-8573) 松山市南堀端町2-2	(089)934-0110 (内6077)
松山海上保安部	部長	(791-8058) 松山市海岸通2426-5	(089)951-1197
松山地方気象台	台長	(790-0873) 松山市北持田町102	(089)941-0012
四国電力送配電株式会社 松山支社	電力部長	(790-0012) 松山市湊町6-6-2	(089)946-9943
日本放送協会の 松山放送局	(技術)専任部長	(790-8501) 松山市堀之内5	(089)921-1126
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 愛媛県支会	支部長	(790-0912) 松山市畑寺町830-24	(089)977-8259
愛媛県町村会	事務局長	(790-0001) 松山市一番町4-1-2 愛媛県自治会館3階	(089)941-7598 監査委員
株式会社伊予銀行	総務部長	(790-0006) 松山市南堀端町1	089-907-1047 監査委員
愛媛県警察本部	警備課長	(790-8573) 松山市南堀端町2-2	(089)934-0110 (内5751)
四国地方整備局 松山河川国道事務所	所長	(790-0056) 松山市土居田町797-2	(089)972-0034 (内283)
南海放送株式会社	技術統括部長	(790-8510) 松山市本町1-1-1	(089)915-3811
公益財団法人愛媛県消防協会	事務局長	(790-0864) 松山市築山町1-35	(089)921-8517
日本銀行松山支店	総務課長	(790-0003) 松山市三番町4-10-2	(089)933-2211
日本赤十字社愛媛県支部	事務局長	(790-0854) 松山市岩崎町2-3-40	(089)945-6792
愛媛新聞社	システム部長	(790-8511) 松山市大手町1-12-1	(089)935-2275
西日本電信電話株式会社 四国支店	設備部長	(790-0061) 松山市南江戸町1283-1 (NTT西日本 松山研修センタービル A棟2F)	(089)909-6033
愛媛県市長会	事務局長	(790-0001) 松山市一番町4-1-2 愛媛県自治会館5階	089-993-6202
宇和島自動車株式会社	運輸課長	(798-0034) 宇和島市錦町3-22	(0895)22-2200
瀬戸内運輸株式会社	総務部長	(794-0033) 今治市東門町1-2-1	(0898)23-3711
愛媛県自動車無線協会	会長	(790-0067) 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル3F	(089)943-5354
今治海上保安部	部長	(794-0027) 今治市南大門町1-3-1	(0898)22-0118
伊予鉄道株式会社	施設課長	(790-0807) 松山市平和通6-140	(089)948-3182
株式会社テレビ愛媛	技術部長	(790-8537) 松山市真砂町119	(089)943-1698
株式会社エフエム愛媛	放送部長	(790-8565) 松山市竹原町1-10-7	(089)945-1111
宇和島海上保安部	部長	(798-0003) 宇和島市住吉町3-1-3	(0895)22-1256
株式会社あいテレビ	技術部長	(790-8529) 松山市竹原町1-5-25	(089)921-2121
株式会社NTTドコモ 四国支社愛媛支店	支店長	(790-0065) 松山市宮西2-9-33	(089)923-5050
株式会社愛媛朝日テレビ	技術部長	(790-8525) 松山市和泉北1-14-11	(089)946-9607
松山刑務所	処遇部長	(791-0293) 東温市見奈良1243-2	(089)964-3355

6-3 市町の非常通信ルート（防災危機管理課）

①：通常通信ルート ②以降：非常通信ルート

愛媛県	防災危機管理課 県 防 電話：地上特番-500-0-2318 F A X：地上特番-500-201～203 地上特番-500-211～214 地上特番-500-221～223 地上特番-500-231～234
	N T T 電話：089-912-2318 F A X：089-941-2160 089-912-2335

松山市	防災・危機管理課 県 防 電話：地上特番-601-0-6795 F A X：地上特番-601-21 N T T 電話：089-948-6795 F A X：089-934-1813
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

今治市	防災危機管理課 県 防 電話：地上特番-602-0-30603 F A X：地上特番-602-21 N T T 電話：0898-36-1558 F A X：0898-32-2765
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②——今治警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——今治市消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④——四国電力(株)松山支店今治営業所～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課） ⑤……今治海上保安部——松山海上保安部……愛媛県庁（防災危機管理課） ⑥……南海放送(株)今治支局——南海放送(株)……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 今治警察署（警備課） 電話：0898-34-0110
- 今治市消防本部 電話：0898-32-2773
- 四国電力(株)松山支店今治営業所（お客さまセンター） 電話：0898-22-9860
- 今治海上保安部（警備救難課） 電話：0898-22-0118
- 南海放送(株)今治支局（技術計画部） 電話：0898-25-1232

宇和島市	危機管理課 県 防 電話：地上特番-603-0-451 F A X：地上特番-603-21 N T T 電話：0895-49-7006 F A X：0895-24-6094
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……宇和島警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……宇和島地区広域事務組合消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……四国電力(株)宇和島支店～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 宇和島警察署（警備課） 電話：0895-22-0110
- 宇和島地区広域事務組合消防本部 電話：地上特番-624-0-311 0895-22-7500
- 四国電力(株)宇和島支店（情報通信課） 電話：0895-22-2500

八幡浜市	総務課 危機管理・原子力対策室
	県 防 電話：地上特番-604-0-1323 F A X：地上特番-604-21
	N T T 電話：0894-22-5997 F A X：0894-24-0610
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……八幡浜警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……八幡浜地区施設事務組合消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 八幡浜警察署（警備課） 電話：0894-22-0110
八幡浜地区施設事務組合消防本部 電話：地上特番-623-0-300～623-0-304 0894-22-0119

新居浜市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-605-0-2384 F A X：地上特番-605-21
	N T T 電話：0897-65-1282 F A X：0897-33-5180
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……新居浜警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……新居浜市消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……四国電力送配電(株)新居浜支社～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 新居浜警察署（警備課） 電話：0897-35-0110
新居浜市消防本部 電話：0897-34-0119
四国電力送配電(株)新居浜支店（情報通信課） 電話：0897-37-4313

西条市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-606-0-3122 F A X：地上特番-606-21
	N T T 電話：0897-56-5151 F A X：0897-52-1725
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……西条警察署——県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——西条市消防本部（東消防署）——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④——西条市消防本部（西消防署）——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 西条警察署（警備課） 電話：0897-56-0110
西条市消防本部
 東消防署（通信指令室） 電話：0897-55-0119
 西消防署（通信指令室） 電話：0898-68-0119

大洲市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-607-0-358 F A X：地上特番-607-21
	N T T 電話：0893-24-1742 F A X：0893-24-2122
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……大洲警察署——県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……大洲消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……四国電力(株)八幡浜営業所～～四国電力(株)松山支店……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 大洲警察署（警備課） 電話：0893-25-1111
大洲地区広域消防事務組合消防本部（警防課）
 電話：地上特番-622-22～622-24 0893-24-0119
四国電力(株)八幡浜営業所（お客様センター） 電話：0898-22-5578

伊予市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-608-0-1351 F A X：地上特番-608-21
	N T T 電話：089-982-1218 F A X：089-983-3681
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——伊予消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 伊予警察署（警備課） 電話：089-982-0110
- 伊予消防等事務組合消防本部（通信指令課）
電話：地上特番-621-0-240 089-982-0119

四国中央市	四国中央市消防本部
	県 防 電話：地上特番-609-21 F A X：地上特番-609-21
	N T T 電話：0896-28-9119 F A X：0896-23-6614
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……四国中央警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 四国中央警察署（警備課） 電話：0896-24-0110

西予市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-610-0-1513 F A X：地上特番-610-21
	N T T 電話：0894-62-6491 F A X：0894-62-6514
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……西予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……西予市消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 西予警察署（警備係） 電話：0894-62-0110
- 西予市消防本部西予市消防署
電話：0894-62-4558

東温市	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-611-22 F A X：地上特番-611-21 ～611-24
	N T T 電話：089-964-4483 F A X：089-964-1609
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……松山南警察署重信交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——東温市消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課） ④……伊予鉄道(株)見奈良駅～～伊予鉄道(株)松山市駅……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 松山南警察署重信交番 電話：089-964-2231
- 東温市消防署 電話：089-964-5210
- 伊予鉄道(株)鉄道部 電話：089-948-3323

上 島 町	上島町消防本部 消防防災課	
	県 防 電話：地上特番-612-22	F A X：地上特番-612-21
	~612-23	
	N T T 電話：0897-77-3116	F A X：0897-77-4111
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伯方警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□伯方警察署（警備係） 電話：0897-72-0110

久 万 高 原 町	総務課 危機管理室	
	県 防 電話：地上特番-613-22	F A X：地上特番-613-21
	~613-24	
	N T T 電話：0892-21-1111	F A X：0892-21-2860
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……久万高原警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③～～久万高原町消防本部——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□久万高原警察署（警備係） 電話：0892-21-0110

□久万高原町消防本部 電話0892-21-2411

松 前 町	危機管理課	
	県 防 電話：地上特番-614-0-2331	F A X：地上特番-614-21
	N T T 電話：089-989-5103	F A X：089-984-6272
		①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……松前消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□伊予警察署（警備課） 電話：089-982-0110

□伊予消防等事務組合松前消防署（消防係） 電話：089-984-3404

砥 部 町	総務課	
	県 防 電話：地上特番-615-0-215	F A X：地上特番-615-21
	N T T 電話：089-962-6110	F A X：089-962-4277
		①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……松山南警察署砥部交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③——伊予消防等事務組合砥部出張所——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

□松山南警察署砥部交番 電話：089-962-2135

□伊予消防等事務組合砥部消防署 電話：089-962-2119

内子町	総務課
	県 防 電話：地上特番-616-0-318 F A X：地上特番-616-21
	N T T 電話：0893-44-2111 F A X：0893-44-4300
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……大洲警察署内子交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……内子消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 大洲警察署内子交番 電話：0893-43-0110
- 大洲地区広域消防事務組合内子消防署 電話：0893-43-0119

伊方町	総務課 危機管理係
	県 防 電話：地上特番-617-0-212 F A X：地上特番-617-21
	N T T 電話：0894-38-0211 F A X：0894-38-1373
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊方駐在所——県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……八幡浜地区施設事務組合消防署第二分署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 八幡浜警察署伊方駐在所 電話：0894-38-1194
- 八幡浜地区施設事務組合消防署第二分署 電話：0894-36-3119

鬼北町	危機管理課
	県 防 電話：地上特番-619-0-235 F A X：地上特番-619-21
	N T T 電話：0895-45-1111 F A X：0895-45-1119
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……宇和島警察署鬼北交番～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……宇和島地区広域事務組合鬼北消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

【関係機関連絡先】

- 宇和島警察署鬼北交番 電話：0895-45-1144
- 宇和島地区広域事務組合鬼北消防署 電話：0895-45-2461

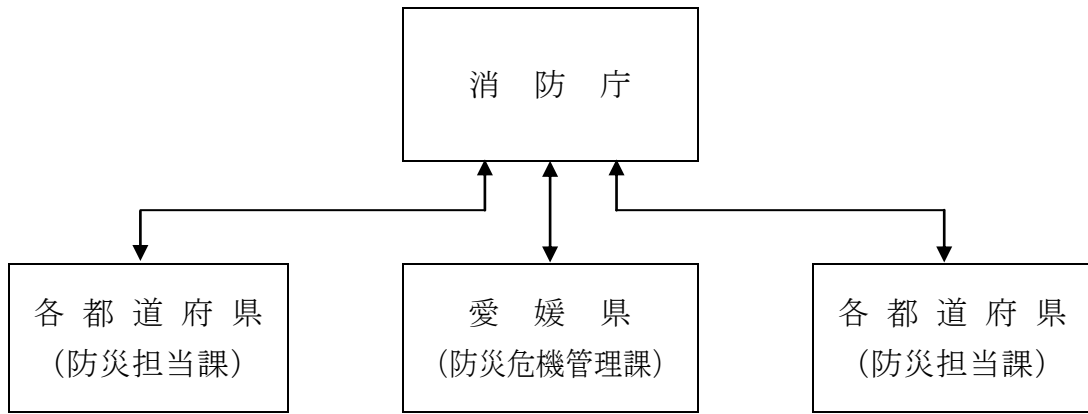
松野町	防災安全課
	県 防 電話：地上特番-618-0-220 F A X：地上特番-618-21
	N T T 電話：0895-42-1110 F A X：0895-42-1102
	①——愛媛県庁（防災危機管理課） ②……宇和島警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③……宇和島地区広域事務組合鬼北消防署——松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

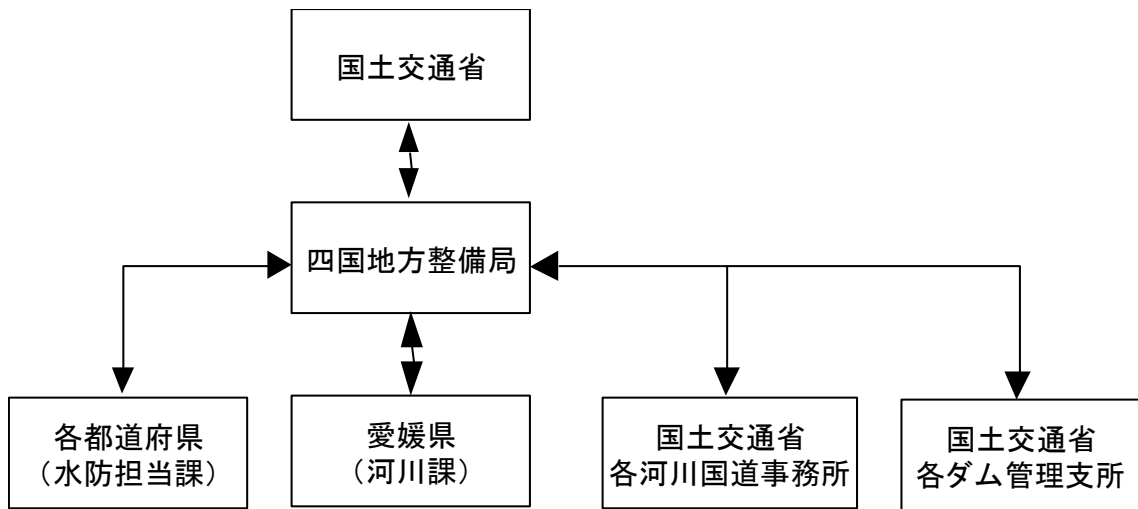
【関係機関連絡先】

- 宇和島警察署松野駐在所 電話：0895-42-0042
- 宇和島地区広域事務組合鬼北消防署 電話：0895-45-2461

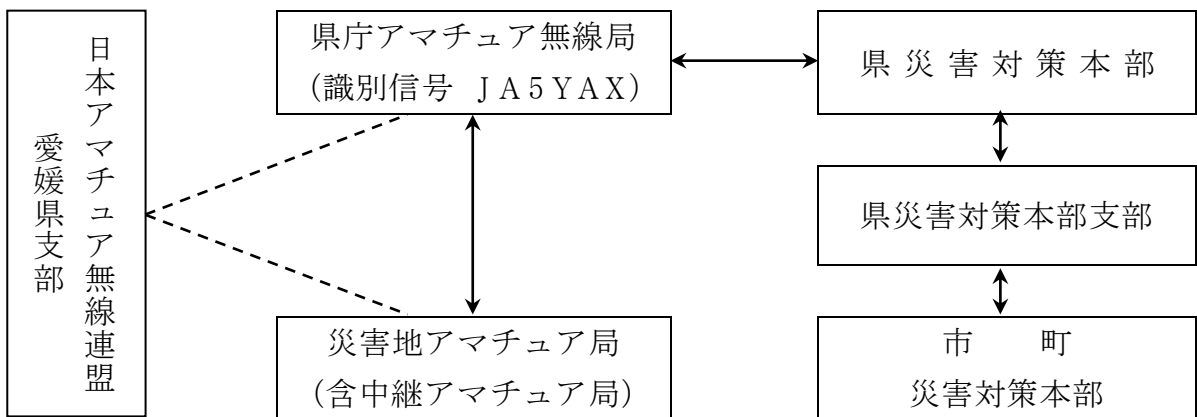
6-4 消防防災用多重無線電話系統図（防災危機管理課）



6-5 水防用多重無線電話系統図（河川課）

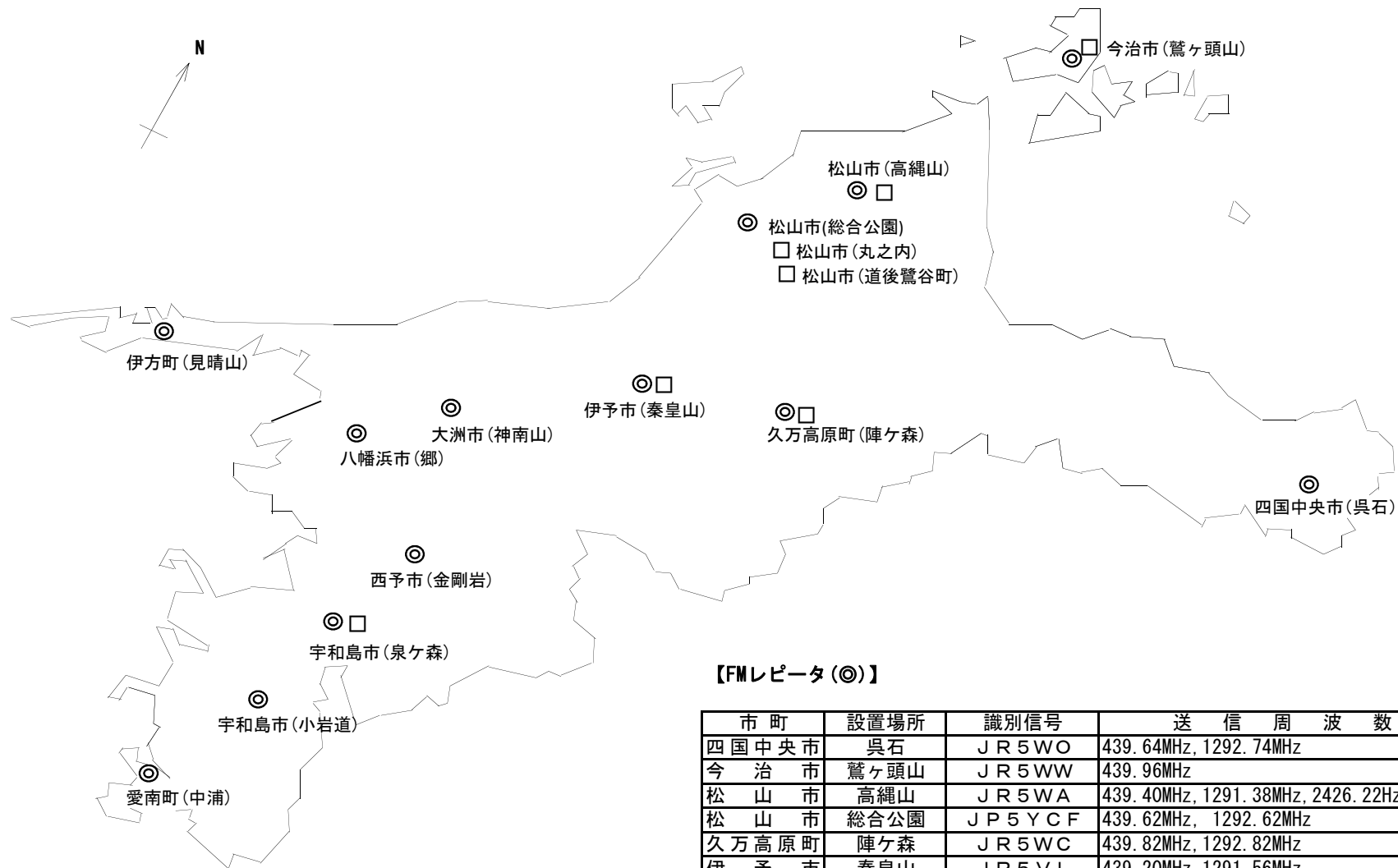


6-6 災害時におけるアマチュア無線局運用系統図（防災危機管理課）



凡 (日本アマチュア無線連盟
愛媛県支部組織系統 -----)
例 (情報伝達収集 <=>)

6-7 アマチュア無線局用レピーター局設置場所（防災危機管理課）



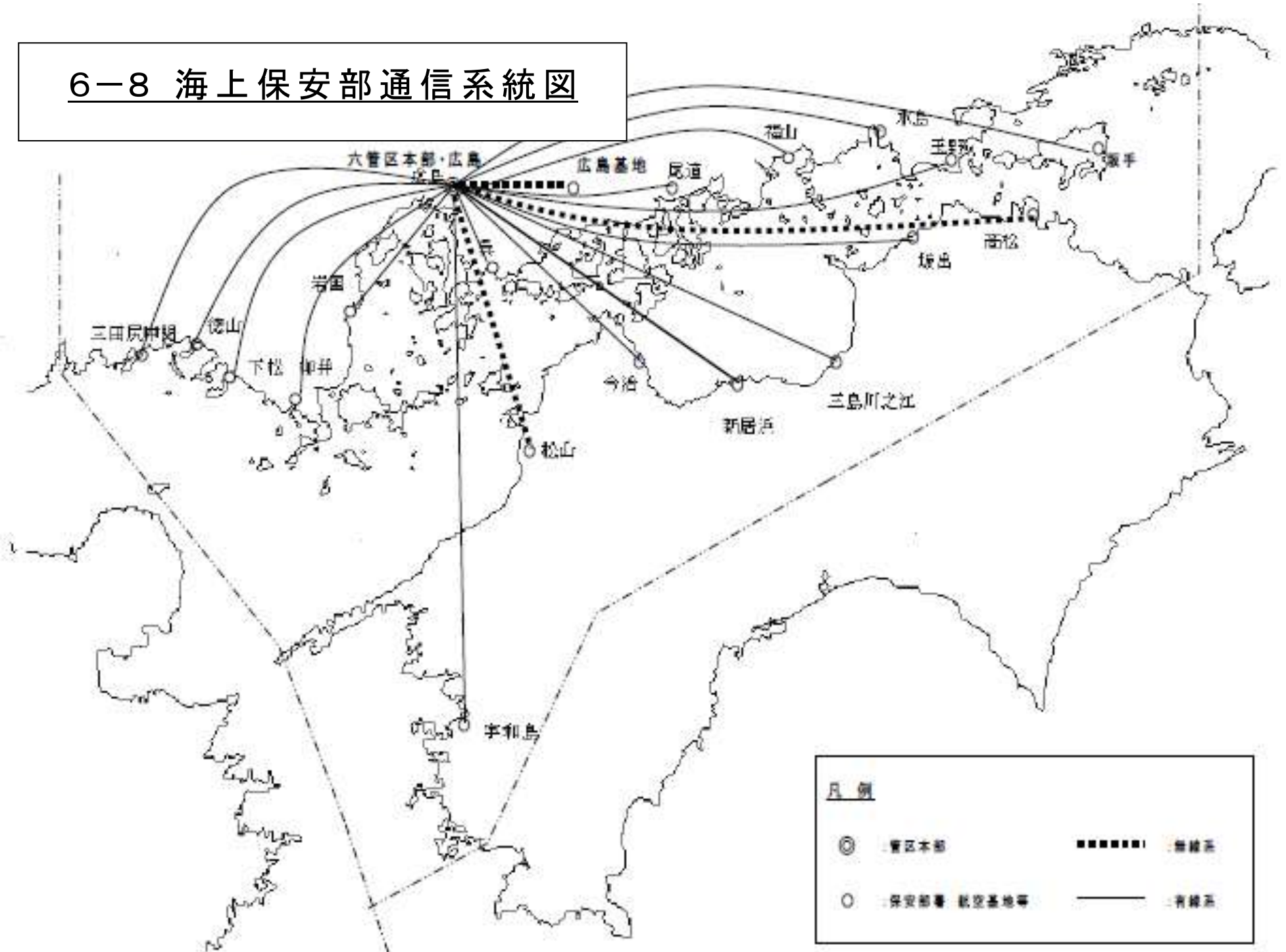
【D-STARレピーター(□)】

市町	設置場所	識別信号	送信周波数
松山市	道後鷺谷町	JP5YCO	音声:439.13MHz, 1291.67MHz データ:1270.875MHz
松山市	丸之内	JP5YCU	音声:439.45MHz
松山市	高縄山	JP5YDA	音声:439.03MHz
今治市	鷺ヶ頭山	JR5WW	音声:439.27MHz
久万高原町	陣ヶ森	JR5WC	音声:439.01MHz
伊予市	秦皇山	JR5VL	音声:439.47MHz
宇和島市	泉ヶ森	JR5WS	音声:439.17MHz

【FMレピーター(◎)】

市町	設置場所	識別信号	送信周波数
四国中央市	呉石	JR5WO	439.64MHz, 1292.74MHz
今治市	鷺ヶ頭山	JR5WW	439.96MHz
松山市	高縄山	JR5WA	439.40MHz, 1291.38MHz, 2426.22Hz
松山市	総合公園	JP5YCF	439.62MHz, 1292.62MHz
久万高原町	陣ヶ森	JR5WC	439.82MHz, 1292.82MHz
伊予市	秦皇山	JR5VL	439.20MHz, 1291.56MHz
大洲市	神南山	JR5WR	439.88MHz, 1292.22MHz
八幡浜市	郷	JP5Y CJ	1292.02MHz
伊方町	見晴山	JR5WX	439.52MHz, 1292.66MHz
西予市	金剛岩	JP5YCI	439.70MHz
宇和島市	泉ヶ森	JR5WS	439.56MHz
宇和島市	小岩道	JR5WK	439.76MHz
愛南町	中浦	JR5WY	439.62MHz

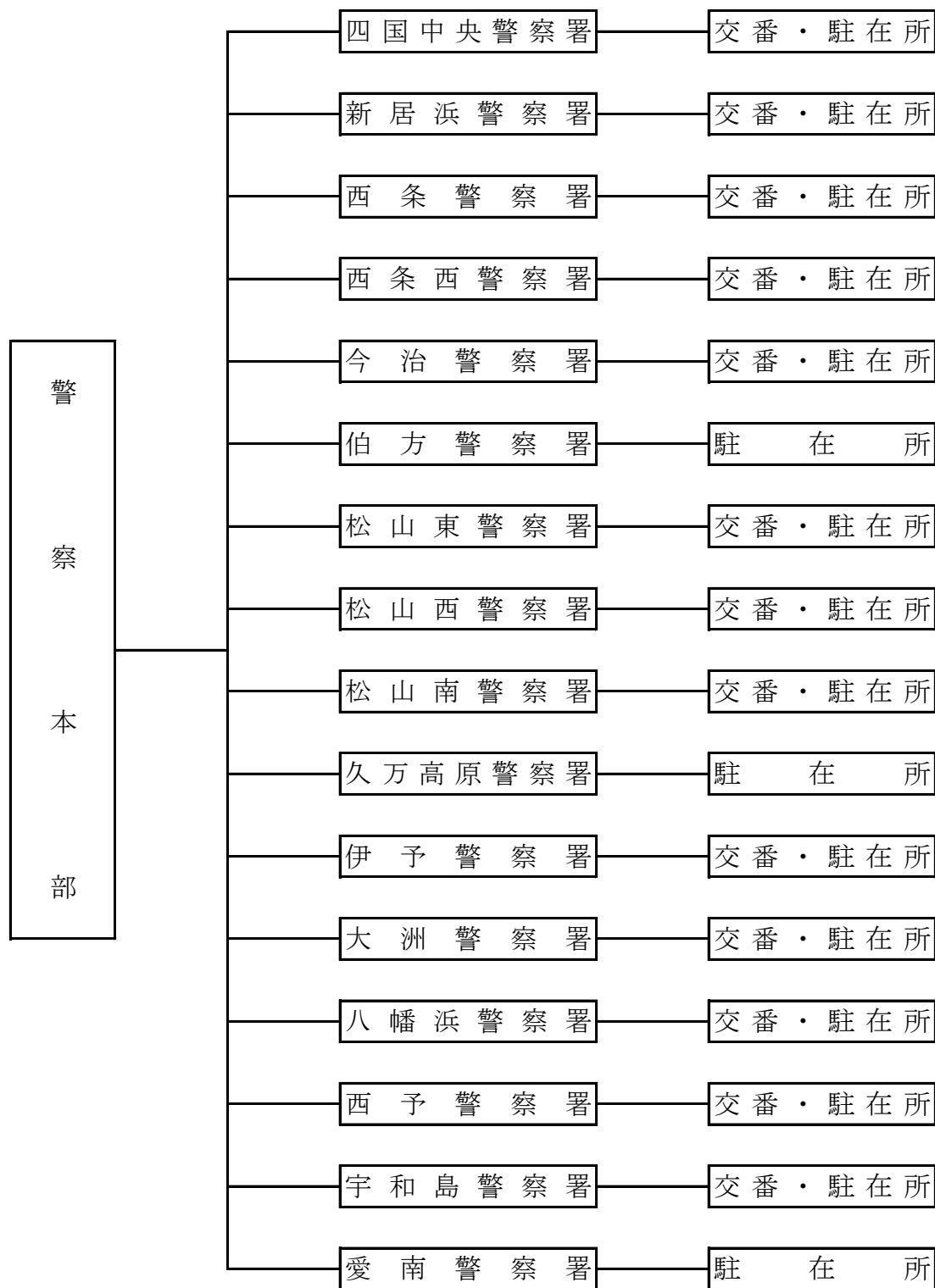
6-8 海上保安部通信系統圖



凡例

◎	管区本部	無線系
○	保安部署 航空基地等	——	有线系

6-9 警察有線電話通信系統図 (県警本部)



ダイヤル即時回線

6-10 大規模災害時等の通信確保に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 愛媛支店（以下「乙」という。）は、大規模地震等の発生時において、甲の通信確保について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の災害及び事故により愛媛県警察本部の通信手段が途絶等した場合、機動隊庁舎（東温市）に災害警備本部を設営することに伴い、機動隊庁舎（東温市）において、甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、前条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害警備本部（機動隊庁舎〔東温市〕）に必要とする次の措置を事前に講じるものとする。また、既設回線が被災した場合は、次のとおり回線構築に優先的な対応をする。

- (1) 災害警備本部に加入電話回線6回線を用意する。
- (2) 受援・補給等対策室（機動隊庁舎〔東温市〕）に加入電話回線12回線を用意する。
- (3) 通信指令課別室（機動隊庁舎〔東温市〕）に110番通報用回線11回線を用意する。

（通信手段確保の条件）

第3条 回線を確保するための条件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号については、甲が、乙に工事着手するまでに回線相当の利用休止回線を提示するものとする。
- (2) 前条第3号については、乙が、事前に松山東警察署、松山南警察署、宇和島警察署、西条西警察署にある110番通報用回線を通信指令課別室に移設するものとする。なお、移設の時期については通信指令課別室の準備が整った後、甲乙協議のうえ日程調整するものとする。

（利用料金等）

第4条 甲は乙に対し、協議の上、次のとおり工事料及び利用料等を支払うものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の回線については、開設当初の工事料及びその後利用の都度利用料金を支払うものとする。
- (2) 第2条第3号の回線に係る工事料及び利用料は、無償とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特別の意思表示が無い場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月1日

甲 愛媛県松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部
本部長 林 学

乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地
西日本電信電話株式会社
愛媛支店長 三ッ矢 高 章

6-1-1 大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定書(防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 四国事業本部、並びに株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保を目的とする。

(通信手段の確保)

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- (2) 甲が設置する災害対策本部等の要請による、緊急連絡及び復旧活動に必要な衛星携帯電話、携帯電話の貸与
尚、乙から甲へ貸与する衛星携帯電話、携帯電話の貸出条件、及び利用料の扱いについては、甲と乙の間で別途協議する。
(本項は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社の対応とする。)
- (3) 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

(通信復旧作業の支援)

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- (2) 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- (3) 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- (4) 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

(訓練)

第4条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地
西日本電信電話株式会社
四国事業本部長 清水哲司

乙 香川県高松市サンポート2-1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員
四国支社長 須藤章二

大規模災害時等の被災地との通信確保に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定（以下「協定」という。）第2条の規定に基づき、乙から甲へ貸与する衛星携帯電話、携帯電話の貸出条件、及び利用料の扱いについて、次のとおり覚書を交換するものとする。

第1条 協定第2条第2号の規定に基づき乙から甲へ貸与する衛星携帯電話、携帯電話については、貸与料、通信料を無料とすることを原則とする。

第2条 提供する衛星携帯電話、携帯電話の機能は、原則として通話機能のみとする。

第3条 貸与要請のあった災害対策本部等が解散した場合は、甲は貸与された衛星携帯電話、携帯電話を速やかに返納する。

第4条 この覚書を改定する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第5条 この覚書の交換を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
県民環境部長 上甲俊史

乙 香川県高松市天神前9-1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社
ネットワーク部長 山地則昭

大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とKDDI株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲と協議のうえ、次の各号に定める措置（以下「通信手段確保措置」という。）を講じるものとする。ただし、甲から乙に対し、第3条の支援措置が行われることを条件とする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応
- （2） 甲が設置する災害対策本部等への社員の派遣
- （3） 甲への衛星携帯電話、携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （4） 甲の施設への移動基地局車や移動電源車の投入及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（甲の支援）

第3条 甲は、乙が前条の通信手段確保措置を実施するために、乙に対し、次の各号に定める支援措置を行うものとする。

- （1） 通信手段確保措置を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 通信手段確保措置を実施するために必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 通信手段確保措置を実施するために必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動基地局車や移動電源車その他乙が通信手段確保措置を実施するために必要な車両等の燃料の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

(訓練)

第4条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、通信手段確保措置に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社
代表取締役社長 田中孝司

大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車の投入及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（訓練）

第4条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日より平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 東京都港区東新橋1-9-1
ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長 孫正義

大規模災害時等の被災地との通信確保等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、愛媛県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保等を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、前条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車の投入及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（情報収集等の支援）

第4条 甲は、災害情報の収集等に必要な場合、乙に対し、乙のグループ会社のドローン技術を活用した協力を要請することができる。乙の協力の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保等に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(協議)

第6条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日より令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤俊介

6-1-2 総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度

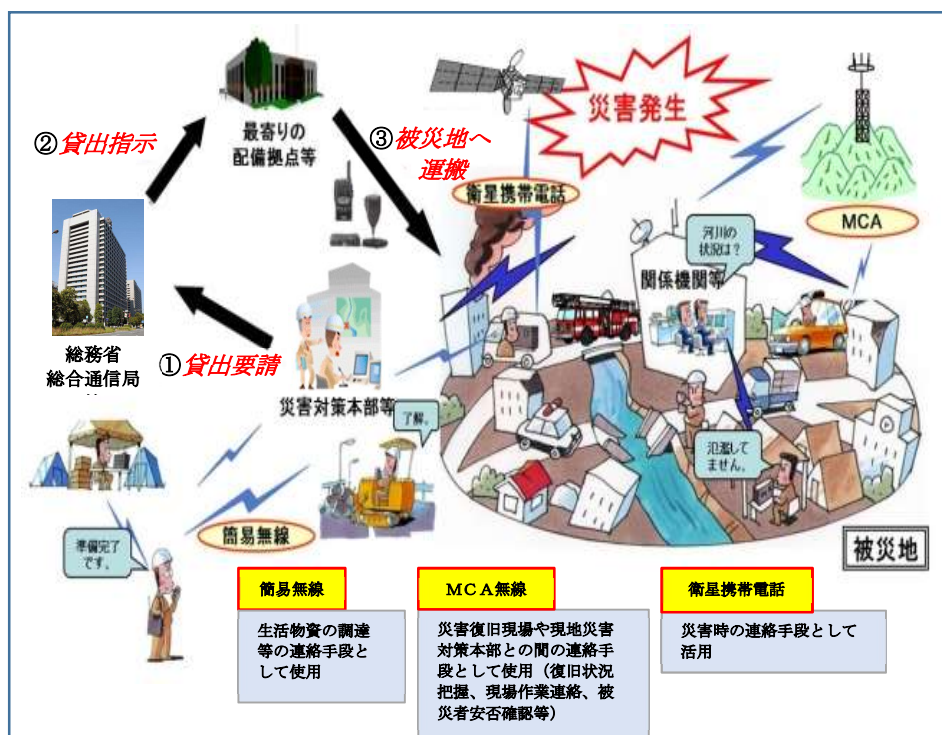
1 無償貸与の概要

非常災害時に、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図るため、総務省では、地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11か所に分散備蓄しています。

四国総合通信局等において申込みを受け付け、貸与します。

<災害対策用移動無線機器に係る連絡先>	
四国総合通信局 無線通信部 陸上課	
電話	089-936-5066 (直通)
〒	790-8795 松山市味酒町2丁目14-4
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室	
電話	03-5253-5888 (直通)
〒	100-8926 千代田区霞が関2-1-2

2 災害対策用移動通信機器の貸与イメージ



衛星携帯電話



MCA無線 簡易無線

6-1-3 総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度

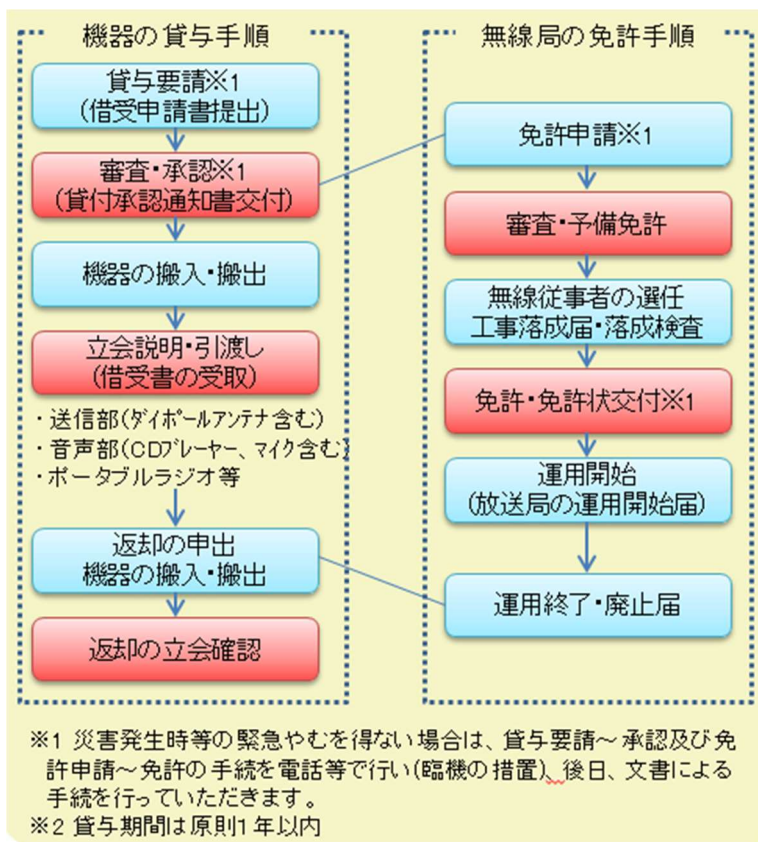
1 無償貸与の概要

非常災害時において、被害情報や避難情報等を地域住民に確実に提供するため、総務省では、地方公共団体等に貸与する臨時災害放送局用機器を全国の各総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。

<臨時災害放送局用機器に係る連絡先>
四国総合通信局 情報通信部 放送課
電話 089-936-5037 (直通)
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4

2 臨時災害放送局用機器の貸与等手順



<< 臨時災害放送局とは… >>

地方公共団体等が臨時かつ一時の目的(暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと)のために開設するFMラジオ放送局。

【関係の規定】放送法第8条、放送法施行規則第7条第2項第二号

※無線設備の操作には、第2級陸上無線技術士以上の無線従事者資格が必要です。

6-14 総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度

1 無償貸与の概要

非常災害時に停電が発生しても通信・放送設備が機能停止することのないよう電源供給することを目的に、総務省では、地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者に貸与する移動電源車を全国の総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。(地方公共団体：無償、民間事業者：有償)

<災害対策用移動電源車に係る連絡先>
四国総合通信局 総務部 総務課
電話 089-936-5010 (直通) 〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4

2 移動電源車の概要

	小型移動電源車	中型移動電源車
車両外観	 4WDオフロードタイプ	 2tトラックタイプ
車両	全長 4.70m 全幅 1.80m 全高 1.90m	全長 4.85m 全幅 1.80m 全高 2.40m
発電	出力：5.5kVA 端子：100V 稼働：36時間(満タン、1/2負荷)	出力：100kVA 端子：100V・200V 稼働：10時間(満タン、1/2負荷)
燃料	無鉛レギュラーガソリン ※燃料タンクは車両・発電機共用	軽油 ※燃料タンクは車両・発電機共用
配備	北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、四国の各総合通信局	東海、中国、九州の各総合通信局